

社会福祉法人 瑞穂会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人瑞穂会定款第9条及び第23条の規程に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、次のとおり報酬等を支給する。

(1) 役員等については、当分の間報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表1のとおり、費用を弁償する。ただし、交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(当法人職員給与との併給)

第3条 当法人の職員をかね、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による時期とする。

- 2 役員等に対する報酬等は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金などを控除して支給する。

(公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 評議員選任・解任委員会の委員に対する報酬等はこの規程に準ずるものとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表 1

(1) 評議員会及び理事会等に出席した場合の費用弁償

長岡市内	5 0 0 0 円
その他	7 0 0 0 円

(2) 監事が監査を実施した場合の費用弁償

長岡市内	5 0 0 0 円
その他	7 0 0 0 円